

○山梨県警察迷い人に係る閲覧資料運用要領の制定について

〔平成27年3月23日〕
例規甲（生企生安）第87号

この度、山梨県警察迷い人に係る閲覧資料運用要領を別添のとおり制定し、平成27年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

山梨県警察迷い人に係る閲覧資料運用要領

第1 目的

この要領は、身元が判明しない迷い人に係る資料（以下「迷い人資料」という。）を、市町村の依頼に基づき警察署及び警察本部の窓口等に備え付け、行方不明者発見活動の一環として運用することを目的とする。

第2 市町村からの依頼

- 1 迷い人資料は、山梨県認知症高齢者等行方不明・身元不明に係る連絡調整事務処理マニュアル（平成27年3月17日付け、長第4127号。以下「マニュアル」という。）第3の2（2）に定める様式6により、管轄市町村から警察署宛てに依頼があることから、依頼を受けた警察署の長は、速やかに当該様式を生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に送付するものとする。
- 2 様式6の送付を受けた生活安全企画課長は、当該様式を県下警察署長に送付するとともに、他都道府県警察本部行方不明者主管課長に送付し、閲覧に供するよう依頼するものとする。

第3 身元が判明した場合の措置

- 1 迷い人の身元が判明した場合は、マニュアル第3の4（1）に定める様式9により、管轄市町村から警察署宛てに解除の依頼があることから、依頼を受けた警察署の長は、速やかに当該様式を生活安全企画課長に送付するものとする。
- 2 様式9の送付を受けた生活安全企画課長は、県下警察署長に当該迷い人の解除を依頼するとともに、他都道府県警察本部行方不明者主管課長に解除の依頼をするものとする。

第4 他都道府県からの依頼

他都道府県の迷い人資料については、他都道府県警察本部行方不明者主管課長から生活安全企画課長宛てに依頼があることから、生活安全企画課長は当該迷い人資料を県下警察署長に送付するものとする。

第5 資料の管理

迷い人資料を適正に管理するため、生活安全部生活安全企画課に身元が判明しない迷い人に係る資料管理簿（別記様式）を備え付け、配布状況等を記載しておくものとする。また、各警察署においても身元が判明しない迷い人に係る資料管理簿を備え付け、迷い人資料の適正な管理を徹底するとともに、迷い人資料の検索の用に供するものとする。

第6 留意事項

- 1 迷い人資料は、警察署の生活安全課（係）の窓口にて備え付け、執務時間中に限り閲覧させること。
- 2 閲覧は、行方不明者届の届出人、その家族等に限り、一般の第三者には閲覧させないこと。
- 3 閲覧の結果、身元が判明する可能性がある場合は、生活安全部生活安全企画課に電話連絡すること。

別記様式 略